

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計等の変更に関する次の記述のうち、電波法（第 8 条及び第 9 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間について述べたものである。電波法（第 1 3 条）、電波法施行規則（第 7 条）及び無線局免許手続規則（第 1 8 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）の免許の有効期間は、 B とする。
- ③ 固定局の免許の有効期間は、 A とする。
- ④ 再免許の申請は、特定実験試験局にあつては免許の有効期間満了前 1 箇月以上 3 箇月を超えない期間、固定局にあつては免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が 1 年以内である無線局については、その有効期間満了前 1 箇月までに行うことができる。
- ⑤ ④にかかわらず、免許の有効期間満了前 1 箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5 年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	1 箇月以上 1 年
2	5 年	当該周波数の使用が可能な期間	3 箇月以上 6 箇月
3	2 年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	3 箇月以上 6 箇月
4	2 年	当該周波数の使用が可能な期間	1 箇月以上 1 年

[3] 「無給電中継装置」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第 2 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
- 2 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

[4] 次の記述は、電波の強度（注）に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える A に B のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が C 以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	無線従事者	10ミリワット
2 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	取扱者	10ミリワット
3 場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）	取扱者	20ミリワット
4 場所（人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。）	無線従事者	20ミリワット

[5] 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局（総務省令で定める無線局及び登録局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を A 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 無線局の免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から B に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B
1 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	5年以内
2 選任しようとするときは、あらかじめ	5年以内
3 選任しようとするときは、あらかじめ	3年以内
4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	3年以内

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許状の記載事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数	遭難通信
3 無線設備	電波の型式、周波数及び空中線電力	遭難通信
4 無線設備	電波の型式及び周波数	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[8] 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第42条及び第79条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、無線従事者の免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めて A することができる。
- ② 無線従事者は、①により無線従事者の免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から B 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- ③ 総務大臣は、①により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から C を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A	B	C
1 無線設備の操作の範囲を制限	1箇月	2年
2 その業務に従事することを停止	1箇月	5年
3 その業務に従事することを停止	10日	2年
4 無線設備の操作の範囲を制限	10日	5年

[10] 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に関する次の事項のうち、電波法（第71条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を取り消すこと。
- 2 当該無線設備の使用を禁止すること。
- 3 期間を定めて無線局の運用の停止を命ずること。
- 4 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

[11] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ③ 総務大臣は、②の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に させなければならない。
- ④ 総務大臣は、③により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 しなければならない。

A	B	C
1 空中線電力の偏差等	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知
2 高調波の強度等	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知
3 空中線電力の偏差等	電波の質の測定結果を報告	直ちに②の停止を解除
4 高調波の強度等	電波を試験的に発射	直ちに②の停止を解除

[12] 無線従事者の選任又は解任の際に、無線局（登録局を除く。）の免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第39条及び第51条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 2 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 3 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。
- 4 無線局の免許人は、無線従事者を選任しようとするときは、総務大臣に届け出て、その指示を受けなければならない。これを解任しようとするときも、同様とする。